

第87号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24
年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第44条第8号イの表中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第
3項第3号、第4号及び第10号」に、「外気に向かって開くことのできる窓若
しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法
を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)
を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する
場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に改める。

(島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正)

第2条 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関
する基準を定める条例(平成26年島根県条例第46号)の一部を次のように改正
する。

第19条第3項第2号の表中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同
条第3項第3号、第4号及び第10号」に、「外気に向かって開くことのできる
窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造
方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限
る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を
有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。